建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物空気調和用ダクト清掃業

○建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

1　建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準

（1）次の機械器具を有すること。

ア　☆電気ドリル及びシャー又はニブラ
イ　内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
ウ　★電子天びん又は化学天びん
エ　コンプレッサー
オ　集じん機
カ　真空掃除機

☆　ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。

★　1mg 以上の分解能を有するものに限る。

（2）空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から６年を経過しない者
イ　アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から６年を経過しないもの
ウ　ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（3）空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

ア　空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
イ　登録を受けようとする者又は※厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
ウ　その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
エ　その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

（4）空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が１年に１回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとすることが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクト清掃作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

1　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した後、２年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者
2　５年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者
3　１と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記１（２）イの再講習の課程を修了し、修了した日から６年を経過しないものでなければならないこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）第26条の３第４号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

1　ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
2　清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
3　清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
4　清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
5　空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
6　空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が１から５までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
7　建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2　申請の手続き

（1）登録申請書（様式第１）

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

イ　登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名

ウ　登録を受けようとする事業の区分

（2）添付書類

建築物空気調和用ダクト清掃業について登録を受けようとする場合には、（1）の申請書に次の書類を添付しなければならない。

ア　機械器具の概要を記載した書面（様式第２）

イ　ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 26 条の３第２号に規定する者であること（ダクト清掃作業監督者の資格を有すること）を証する書類（様式第３）

ウ　ダクト清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面（様式第４）

エ　ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（様式５－１、５－２）

オ　再登録の場合は、登録証明書の写し

3　手数料

３５，０００円

※

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

1　定期的に行われるものであること。

2　研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

3　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が２の内容を教授するものであること。

(1)　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者

(2)　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後 10 年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

資格の種類	提出する書類
○ダクト清掃作業監督者講習会修了者	○ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し（再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し）
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し（再登録の際は、ダクト清掃作業監督者再講習会修了証書の写し）

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去１年間の実績及び今後１年間の計画について、２回目以降の登録の場合には、過去６年間の実績及び今後１年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

１）作業班の編成

２）作業班ごとの監督者の氏名

３）使用する機械器具

４）作業手順

５）業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

６）苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、４）の作業手順については、下記の内容を含むものとすること。

１）作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）

２）機械器具等の点検の方法

３）ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

４）作業報告作成の手順